

令和6年度 山田小学校 いじめ防止基本方針

(令和6年4月改訂)

1 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する小・中学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

(2) いじめ防止のための基本姿勢

上記の考えのもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、「山田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。学校全体で組織的に適切に対応していく。さらに、いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されないものであるということ。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されないことを肝に銘じ、基本姿勢として以下の6つの事項について共通理解を図り、いじめ防止に全力を挙げる。

＜山田小学校のいじめ防止・解決のための基本姿勢＞

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む。
- ③ いじめの早期発見のために、組織的に多種多様な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。決して学校内での解決に固執しない。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たるとともに再発防止のため、ある一定期間の経過観察を行う。
- ⑥ 学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でていねいな説明を行う。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

・けんかやふざけ合いであっても、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」と認知する。

(平成30年度追加)

(参考) 文部科学省令和元年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

千葉県いじめ防止基本方針(平成26年8月20日制定、平成29年11月15日最終改定)

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

(1) 本校におけるいじめ対策組織(名称)

本校におけるいじめ対策組織の名称は「いじめ防止対策委員会」とする。

(2) 設置の目的

いじめは「どの学校にも、どの子にも起こりえる」という考えをもとに、学校として組織的に効率よく対応していくために、「いじめ防止」、「早期発見」、「いじめに対する措置」を行う中核機関として設置する。

(3) 校内体制と構成員について

① 生徒指導、特別支援教育推進委員会

- ・原則月一回、実施する。
- ・児童の現状と指導についての情報交換と共通理解と共通行動を行う。

生徒指導委員会	特別支援教育推進委員会
校長	校長
教頭	教頭
教務主任	教務主任・副主任
生徒指導主任・副主任	特別支援教育コーディネーター
学年主任、特別支援教育主任	養護教諭
養護教諭	担任

② いじめ防止対策委員会

- ・いじめ防止・対応に関する措置を実効的に行う。
- ・必要に応じて委員会を開催する。
- ・適宜、教育委員会へいじめについての報告をする。

役職	職名(校務分掌)	役割	備考
委員長	校長	総指揮	
副委員長	教頭	基本方針の策定、対応、指導助言	
委員	教諭(生徒指導主任)	情報収集、事実確認 対応方針の検討、具体的な対応、 時系列記録	
委員	教諭(教務主任等)		
委員	教諭(養護教諭)		
委員	教諭(上学年)		
委員	教諭(下学年)		
特別委員	専門家(香取市教育委員会指導主事)	ケースへの対応方針の決定、指導助言、対応	主に重大事案について対応
	保護者代表(PTA会長等)	基本方針の策定、協力、助言、対応	
	学校評議員代表		
	学区内区長代表		

*必要に応じて、スクールカウンセラー等を依頼する。

(4) 主な取組

いじめ防止対策委員会を核として以下の取組を実施する。

- ① 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- ② 学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
- ③ 「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- ④ 学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- ⑤ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- ⑦ 構成員は、生徒指導部会を基本とするも、①の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また⑤の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止等のための方針

- (1) 人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にすることを育てることによって、いじめの防止・早期発見に努める。
- (2) 児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (3) 発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。
- (4) 学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。
- (5) 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取り組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくり（土壌づくり）に学校全体で取り組むことを基本とする。また教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。また、いじめは絶対に許されないことであるという認識を教職員はもとより、児童自身がつまようようにできるようにし、教育活動全体を通して指導する。さらに、児童は、「見て見ぬふりをする」「知らん顔」をする傍観者に対してもいじめであるという意識をもたせるように指導をする。

(1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない雰囲気（土壌）づくり～

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

- ・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
- ・教師用のチェックリストの作成と活用（県教委作成のものを活用）

イ 道徳教育及びいのちを大切にすることを大切にするキャンペーン等の充実

○道徳教育の充実

- ・全教育活動を通じた道徳教育の推進
- ・年1回の道徳の授業公開（学校開放やPTA集会）
- ・道徳の年間計画におけるピア、サポートの位置づけと完全実施（各学年4時間）
（豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進と授業実践）

○人権教育の充実

- ・人権教育等の研修の推進
- ・人権教室の実施（人権擁護委員を講師に実施）
- ・互いを認め合う心情の育成（学級活動、朝・帰りの会の充実など）

○コミュニケーション活動を重視した活動の充実

- ・児童会活動や委員会活動等、児童の自発的な活動の展開
（イエローリボンキャンペーンの実施など）
- ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進と活動報告会の開催
- ・読書活動の推進
- ・いじめゼロ宣言ポスターの掲示とそれを活用した特別活動の授業実施

ウ インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

- ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
- ・プロバイダ責任制限法（*）による誹謗中傷等の削除要求、発信者情報の開示請求等の周知
- ・ケータイ安全教室の実施
→年1回外部講師を招聘しての高学年・保護者・教職員向けの研修
- ・児童の携帯所持についての調査と結果の公開（所持率と活用法）
→生活習慣アンケートの実施
→携帯所持のルールについて保護者との共通理解を図った指導

エ 教職員研修の推進

- ・職員会議でのいじめ防止等の共通理解
- ・いじめの防止等に関する事例研修の実施
- ・生徒指導の機能を重視した分かる授業の展開
- ・教職員の児童を傷つける発言等や体罰根絶に向けた研修の実施

オ 保護者や地域住民等への啓発活動

- ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
- ・児童生徒向けいじめ防止啓発リーフレットの配付
- ・保護者向けいじめ防止啓発リーフレットの配付
- ・「インターネットに潜む危険性について」（文書）の配付
- ・ケータイ安全教室の実施（NTT等の外部講師の依頼）
- ・「山田小学校いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知
- ・道徳の授業の一般公開（PTA集会時、学校解放デー時）
- ・人権教室（人権擁護委員を招いての授業）の開催

(2) いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気付き～

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、できるだけ児童と共に過ごす機会を積極的に設けるようにする。以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・チェックリストの作成（県教委のものを改訂する）と活用
→児童のいじめアンケートと同時実施
- ・日常的な一人一人への声かけと観察
- ・「学級日誌」や「連絡帳」等の活用
- ・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・いじめ等児童の悩みのアンケート調査実施
→原則年2回：6月上旬、11月中旬
- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施

イ 相談体制の整備

- ・定期的な教育相談の実施し、児童の事情の正確な把握
→年2回：6月上旬、11月中旬
- ・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
→児童と一緒に時間の意識的確保（昼休み・集会・業間活動）
- ・必要に応じて保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談
- ・相談箱の活用と啓発
- ・いじめについて「話す勇気」の指導
- ・児童の相談記録等、情報の教職員による共通理解
→職員会議時に気になる児童の情報と共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先

電話番号 0478-79-0065

担当：教頭・養護教諭

・香取市ホットダイヤルの広報

参考) 香取市ほっとダイヤル <教育委員会対応>
電話番号 50-1288

・関係機関との連携の強化

* 関係機関

・香取市教育委員会	0478-50-1239
・銚子児童相談所 (電話相談)	0479-23-0076 0479-24-3231
・香取警察署	0478-54-0110
・小見川幹部交番	0478-83-0110
・香取市役所子育て支援課	0478-50-1257
・香取健康福祉センター	0478-52-9161
・子育て世代包括支援センター	0478-50-1121 0478-79-0922

(3) いじめに対する対処 ～最悪を想定して、迅速かつ組織的に対応～

いじめの発見・通報を受けた場合は、一部の教員や特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従って、組織的に対応する。

迅速に対応するためには、次のような意識の転換をして対応する。

	対応が遅れる要因例	考え方 の 転換	早期対応が図れる体制
学校の雰囲気	「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」(錯覚)	➡	「いじめはどこでも起こる。気付いていないかも」(本質の認識)
教職員の意識	「もしクラスでいじめが起こったらどうしよう」(不安)		「注意深く、クラスの様子を見ていこう」(積極的な姿勢)
いじめの兆候	「いじめ? 児童達で解決させよう」(抱え込み)		「いじめかも? ○○先生に相談しよう」(報告・連絡・相談)

ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握
- ・情報収集と事実の確認と対応準備

保護者や地域住民等からの相談先

学校電話番号 0478-79-0065

<把握すべき情報例>

- 誰が誰をいじているのか? 【加害者と被害者の確認】
- いつ、どこで起こったのか? 【時間と場所の確認】
- どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? 【内容】
- いじめのきっかけは何か? 【背景と要因】
- いつ頃から、どのくらい続いているのか? 【期間】

* 児童の個人情報、その取扱いに十分注意する

イ 初期対応

- ・ 学校いじめ対策組織（仮称）で初期対応の方針の決定
- ・ 教育委員会への報告と連携
- ・ いじめられている児童及びその保護者への方針説明
- ・ 事実関係を明確にする調査
- ・ 初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ・ 情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ・ 保護者への報告と支援・助言
 - いじめられている児童・保護者への支援
 - いじている児童への指導・保護者への助言
 - 周りの児童に対する指導

エ 長期対応

- ・ 関係児童の心のケア
- ・ 再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言
- ・ 問題解決後の一定期間の見守り、2次被害や再発防止に向けた見守りの実施

オ 重大事態発生時の関係機関との連携

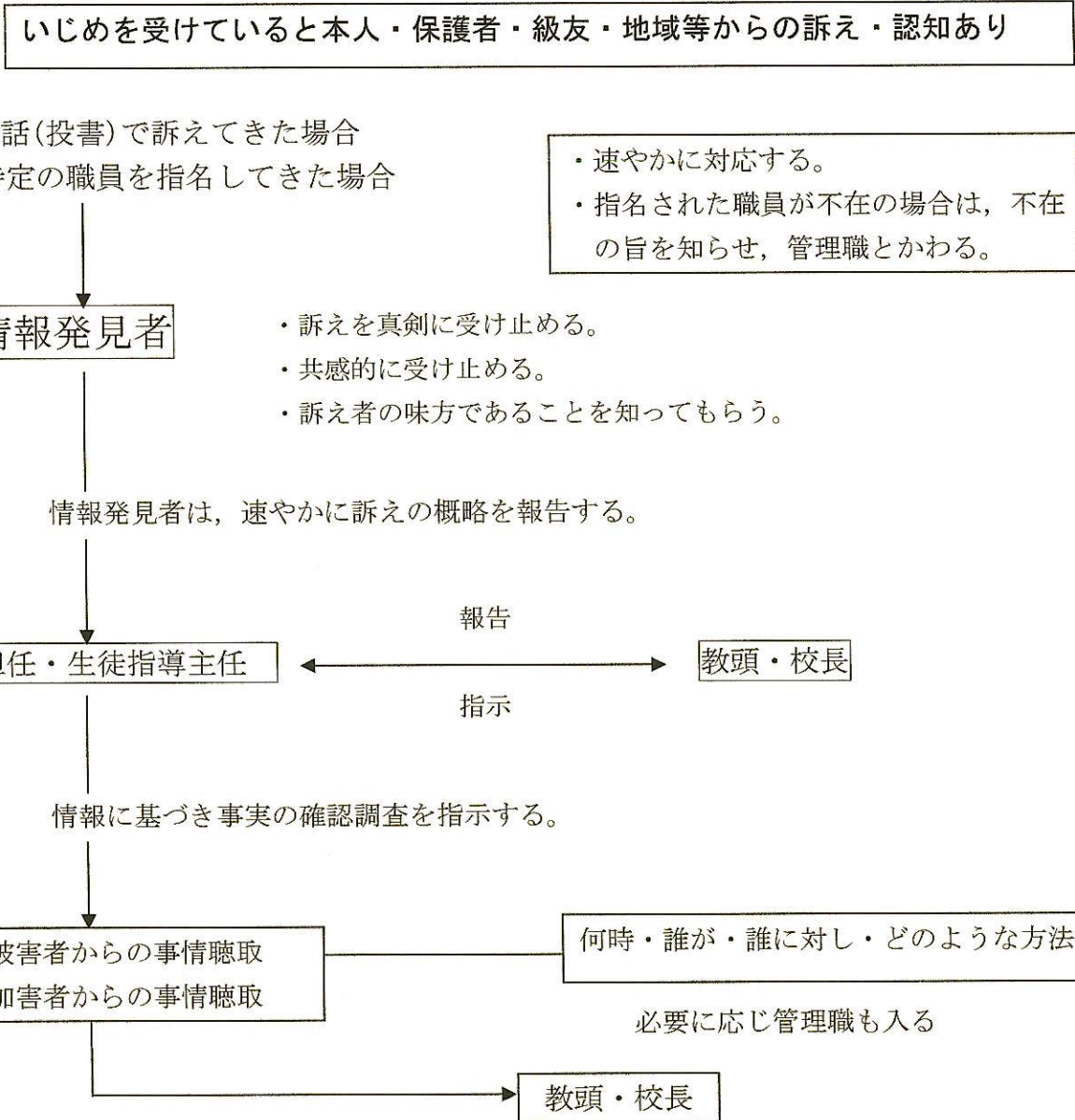
参考） 重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第28条より）

(ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき

(イ) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・ 速やかに教育委員会を通じて、市町村長等や警察等の関係機関へ報告する。
- ・ 教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- ・ 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- ・ 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

<報告連絡体制図>



報告に基づきどうすべきか指示し、必要に応じて市教委へ報告する。
特に、保護者への対応は誠意を持って迅速に行う。
情報提供者への報告が必要な場合もあり得る。

6 その他

- (1) 学校いじめ防止基本方針のホームページでの公開
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。
- (3) その他いじめの防止等に関する措置